

夜間預金金庫規定

1. 夜間預金金庫（以下金庫という。）は、使用者名義の当座勘定、普通預金、その他の預金勘定への営業時間外の入金の場合に限り利用してください。
2. 入金の場合は、当行所定の当座勘定入金票綴、普通預金入金票綴等の入金票に、氏名、金額、日付、その他所要事項を記入のうえ、普通預金等の場合は、同通帳を添えて、現金、小切手とともに所定の入金袋に入れ、施錠して本金庫に投入してください。
3. 入金袋内の現金、小切手等の金額と当座勘定入金票、普通預金入金票等に記載の金額とが合致した場合は、入金袋を開いた日の日付をもって入金します。万一、入金袋内の現金、小切手等の金額が当座勘定入金票、普通預金入金票等の金額と相違した場合は、当行にて確認した現金、小切手等の金額をもって入金します。
4. 災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があったとき、および金庫外扉、入金袋の施錠または投入方法の不完全による事故等、当行が内容を確認するまでに生じた損害については、当行は責任を負いません。
5. 入金袋ならびに当座勘定入金票綴、普通預金入金票綴、預金通帳等は、入金の手続き終了後の窓口営業時間中に、来店し受け取ってください。
6. 外扉用鍵、入金袋、入金袋正鍵の保管については十分注意し、万一紛失破損等の場合は直ちにその旨を当行へお届けください。お届けまでの間に生じた損害については、当行は責任を負いません。
7. 本金庫を3ヵ月以上使用しない場合、その他当行の都合により必要と認めた場合は、当行が本金庫の使用を一時中止または解約することができます。
8. 本金庫の使用を解約した場合は、外扉用鍵、入金袋、入金袋正鍵を、直ちに当行へ返却ください。
9. 金庫の使用権その他この取引にかかる一切の権利は、これを転貸、譲渡、売買または質入することができません。当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
10. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)